

牛久市電子@連絡帳利用規約

保健福祉部 高齢福祉課

T E L 029-873-2111（内線 1750）

令和8年8月 発行

目 次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 利用に関する事項（第4条―第13条）

第3章 サービス内容

第1節 情報共有サービス（第14条―第17条）

第2節 ポータルサイトサービス（第18条―第21条）

第4章 牛久市電子@連絡帳利用に係る留意事項（第22条―第41条）

第5章 その他（第42条―第44条）

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、牛久市（以下、「市」という。）の在宅療養患者を支援する医療機関や介護サービス事業者等が、それぞれ保有する情報を共有し、連携するために利用する在宅医療・介護関係者連携電子ネットワークシステム（以下「牛久市電子@連絡帳」という。）の実施に関して必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑に運用することを目的とする。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 契約事業者 本規約第3条第2項の規定に基づき牛久市電子@連絡帳の運用を委託された事業者をいう。
- 二 支援対象者 市内在住の在宅療養患者で介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の第9条に規定する被保険者及び法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者をいう。
- 三 利用事業所 牛久市電子@連絡帳を利用する医療機関、介護サービス事業者その他の事業者をいう。
- 四 施設管理者 利用事業所において、牛久市電子@連絡帳の利用に関する責任者をいう。
- 五 利用スタッフ 利用事業所に所属し、牛久市電子@連絡帳を利用する者をいう。
- 六 可搬記録媒体 電子的情報を記録し、持ち運びが可能な媒体（磁気テープ、USBメモリ、CD、DVD、記録用SDカード等）及び印刷された用紙等をいう。
- 七 可搬端末 通信機能を有し、持ち運びが可能な情報端末（タブレット、スマートフォン、ノートパソコン等）をいう。
- 八 ユーザーID 牛久市電子@連絡帳の利用にあたり、市が付与する識別番号をいう。

(牛久市電子@連絡帳の運営)

第3条 牛久市電子@連絡帳の運営は、市が行うものとする。

- 2 市は、牛久市電子@連絡帳の運用を、契約事業者に委託することができる。
- 3 契約事業者は、サービス仕様書に基づき、牛久市電子@連絡帳の運用管理を行うものとする。

第2章 利用に関する事項

(対象者)

第4条 牛久市電子@連絡帳の対象者は、第2条第2号に定める支援対象者とする。

(利用事業所の範囲)

第5条 牛久市電子@連絡帳を利用する事業所は、市が推進する包括的な支援体制の整備の趣旨を理解し、市の取組に協力できる機関とする。ただし、市が別に認めた場合は、この限りでない。

2 牛久市電子@連絡帳を利用する者は、前項に規定する事業所に属する者のみとする。

(利用の申請)

第6条 牛久市電子@連絡帳の利用を希望する事業所は、施設管理者を明示した上で、市に対して『牛久市電子@連絡帳利用申請書』（様式第1号）及び『牛久市電子@連絡帳の利用に係る個人情報の適正な利用に関する誓約書』（様式第2号）を提出しなければならない。

(利用申請の結果通知)

第7条 市は、前条の申請があった場合、利用の適否を審査し、その結果について、『牛久市電子@連絡帳利用申請結果通知書』（様式第3号）により、施設管理者にその旨を通知する。

(利用権の設定)

第8条 市は、申請が適正と認めた場合は、当該事業所を牛久市電子@連絡帳に登録するとともに、施設管理者に電子証明書取得用番号及び電子証明書取得用暗証番号（以下、「アクセスコード」という。）の付与を行う。

2 施設管理者は、市から付与されたアクセスコードを用い、ポータルサイトの「初回の証明書設定」から電子証明書をダウンロードする。また、ポータルサイトの「利用者管理」から利用スタッフの個人毎に専用の利用者識別番号（以下、「ユーザーID」という）と暗証番号（以下、「パスワード」という）の付与を行う。

3 利用スタッフは、施設管理者の責任のもと、パスワードを自らの責任で管理し、必要に応じて変更するものとする。

4 施設管理者は必要に応じて、ポータルサイトの「利用者管理」から電子証明書を追加発行できる。

(利用環境の整備)

第9条 利用事業所は、牛久市電子@連絡帳を利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

(申請内容の変更等)

第10条 施設管理者は、人事異動その他の状況の変化により申請した内容に変更が生じ

た場合は、速やかに『牛久市電子@連絡帳利用変更届』（様式第4号）を、市に提出しなければならない。

（利用の中止）

第11条 利用事業所が牛久市電子@連絡帳の利用を中止する場合は、市に対して『牛久市電子@連絡帳利用中止届』（様式第5号）を、市に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が以下の各号のいずれかに該当すると市が判断した場合、市は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の本サービスの利用を中止し、または利用者登録を抹消することができる。

- 一 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- 二 利用登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- 三 過去に市から本サービスの利用中止措置を受けていた場合
- 四 本サービスまたは市に対する、不正行為、詐欺行為、ハッキング行為、その他市または第三者の権利を侵害する行為を行った場合
- 五 公序良俗に反する行為、または本サービスの運営を妨害する行為を行った場合
- 六 反社会的勢力である、または反社会的勢力と何らかの関係を有していることが判明した場合
- 七 その他、市が利用者として不適当と判断した場合

3 利用者の本サービスの利用が中止された場合、市は、当該利用者の本サービスに関するデータ（利用者情報、投稿内容等）を削除できるものとする。

（ユーザーID、パスワードの再発行）

第12条 利用スタッフはユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、施設管理者に報告したうえで、施設管理者の責任においてオンライン再発行をすることができる。

2 前項の場合において、再発行の手続きが困難な場合は、施設管理者の責任のもと、市に対して当該IDの利用停止と新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼することができる。

（利用に関する問い合わせ）

第13条 施設管理者、利用スタッフは、牛久市電子@連絡帳の利用に当たり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、市に問い合わせることができる。

2 問い合わせの対応時間は、月曜日から金曜日（祝日と、12月29日から1月3日までを除く）までの9：00～17：00とする。

第3章 サービス内容

第1節 情報共有サービス

(連携方法)

第14条 牛久市電子@連絡帳で取り扱う情報は、契約事業者が提供するクラウドのストレージ領域に保管され、施設管理者、利用スタッフは許可された情報のみにアクセスすることができる。

(支援対象者の同意)

第15条 牛久市電子@連絡帳を利用して利用者に関する情報を共有する場合は、利用者又はその代理人に対し、利用目的等を説明した上で、あらかじめ『牛久市電子@連絡帳参加同意書』（様式第6号）により同意を得るものとする。

2 前項の同意は、当該利用者の支援に関わる医療、介護、福祉その他の関係機関及び関係者間における情報共有について包括的に取得するものとし、支援に関わる関係者の追加又は変更の都度、改めて同意を取得することを要しない。

3 牛久市電子@連絡帳に保管された情報について共有を中止したい支援対象者は、高齢福祉課または当該利用スタッフへ共有中止の申し出を行わなければならない。

4 前項の規定により申し出を受けた高齢福祉課または当該利用スタッフは、牛久市電子@連絡帳システムでの所定の操作を行い、遅滞なく当該情報の「支援中止」の設定を行わなければならない。

5 前4項の規定にかかわらず、関係法令の規定に基づく場合は共有することができる。

(連携情報の保管期間)

第16条 牛久市電子@連絡帳で取り扱う情報は、市と契約事業者の契約がある限り牛久市電子@連絡帳のシステム内に保管される。

2 市は運営上必要な判断に基づき保管情報の一部もしくは全部を、契約事業者に削除するよう指示する場合がある。

(連携情報の取り扱い)

第17条 牛久市電子@連絡帳に登録された情報は、利用者に対する医療、介護及び福祉サービス等の円滑な提供を目的として、関係機関及び関係者が共有する連係情報であり、支援に必要な参考情報として取り扱うものとする。

2 牛久市電子@連絡帳に登録された情報は、診療録、看護記録、介護記録その他法令等により作成及び保存が義務付けられた記録に代わるものではない。

3 利用者に関する正式な記録の開示請求等があった場合は、当該記録を保有する機関が保有する診療録、介護記録その他の現記録により対応するものとし、牛久市電子@連絡帳に登録された連携情報はその対象としない。

第2節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第18条 ポータルサイトサービスは、パソコン等を使用して自由にアクセスできるものとし、牛久市電子@連絡帳の概要や利用事業所の情報、市民サロン等の情報を掲載し、広く一般に公開するものとする。

(利用事業所の公開)

第19条 ポータルサイトサービスで一般公開する情報は、利用事業所の名称や連絡先等とする。

2 施設管理者は、第6条で定めた牛久市電子@連絡帳の利用登録申請と同時に、アカウント管理システムに登録されている自らの利用事業所の情報を提供するものとする。

3 施設管理者は、自らの利用事業所の情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

(公開情報の管理)

第20条 市は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

2 市は、公開情報を通告なしに削除することができる。

(社会資源マップへの掲載同意)

第21条 社会資源マップへの掲載情報は、次の各号に掲げる方法により登録するものとする。

一 牛久市電子@連絡帳の情報共有サービスを利用する事業所等については、『牛久市電子@連絡帳利用申請書』の提出をもって掲載の申請及び承諾があったものとし、市が当該情報システムへ登録する。

二 前号に該当しない事業所等については、掲載情報の収集及び管理・更新を委託された事業所（以下「運営受託事業者」という。）が電話、訪問のほか適当な方法により掲載意思を確認し、口頭による承諾をもって掲載できるものとする。また運営受託事業者は、事業所情報及び口頭による承諾を得た日時及び確認内容を記録し市に報告するものとする。

第4章 牛久市電子@連絡帳利用に係る留意事項

(ユーザーID、パスワードの管理)

第22条 利用スタッフは、施設管理者より付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとする。

2 利用スタッフはID及びパスワードにより牛久市電子@連絡帳上でなされた一切の行為及びその結果については、利用スタッフが責任を負うものとする。

(機密保持の責任)

第23条 施設管理者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、利用スタッフの責任を明確にするとともに、利用スタッフ個人に機密保持の責任を持たせるものとする。

2 利用事業所及び市は、牛久市電子@連絡帳の利用にあたり、牛久市電子@連絡帳で取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。

3 利用事業所及び市は、牛久市電子@連絡帳で取り扱う情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

(利用スタッフの教育)

第24条 施設管理者は、利用スタッフが本規約及び諸規程を遵守するため、利用スタッフへのセキュリティ教育を定期的実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要の都度、実施するものとする。

2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第25条 利用スタッフは、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに施設管理者を通じて市へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。市は適宜、契約事業者へ報告と技術的な相談を行うものとする。また、市は、報告を受けた事故又は欠陥について、速やかに状況を把握し、利用スタッフ及び施設管理者に対し適切な指示を行うとともに、その解決及び再発防止に努めるものとする。

2 契約事業者は、市からセキュリティ事故及びその防止に対する対策の検討を依頼された場合は協力を行うものとし、その対応範囲等については、市と契約事業者の間で協議するものとする。

(利用スタッフの意識の向上)

第26条 利用事業所は、利用スタッフの情報の紛失、消失、及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、牛久市電子@連絡帳を利用するパソコン等の適正な管理を実施するとともに、パソコン等から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、USBメモリ等の可搬記録媒体の利用、電子メールの操作等については、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第27条 牛久市電子@連絡帳で取り扱う情報処理システムを保護するため、利用事業所

は、利用スタッフの個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し正当な方法により入手し、かつ、安全性が確認されたものを使用するものとする。

(コンピュータウイルス対策)

第28条 利用事業所は、ウイルス対策ソフトウェアを導入するものとする。

2 導入したウイルス対策ソフトウェアの定義ファイル更新等の維持管理については利用事業所において責任をもって実施する。

(可搬記録媒体の取扱い)

第29条 運搬可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難並びに、情報の漏洩及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う可搬記録媒体については、利用事業所内で個人情報の保護に関する法律の範囲内において、一定の取り決めをし、利用、保管、廃棄を行うものとする。

2 前項の規定により、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、市及び契約事業者はその責任を負わないものとする。ただし、市及び契約事業者の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

(可搬端末の取扱い)

第30条 利用スタッフが取り扱う可搬端末について、利用事業所の責任において一元的に管理し、利用スタッフに配付したものについては利用スタッフ各自が責任を持って管理するものとする。

2 前項にて、万一情報の漏洩等により、何らかの損害が発生しても、市及び契約事業者はその責任を負わないものとする。ただし、市及び契約事業者の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

(サービス内容の変更)

第31条 市は、牛久市電子@連絡帳のサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、契約事業者は、利用事業所へ変更した旨を、ポータルサイト等を通じて確実に周知するものとする。

(利用権の一時停止等)

第32条 市は、ユーザーIDの漏洩、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、施設管理者および当該利用スタッフの了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

2 前項の実施に際して、緊急性を要する場合、市は契約事業者に作業の代行を依頼する場合がある。契約事業者は停止後できるだけ速やかに市に報告をする。

3 前2項の規定による措置により当該利用スタッフに損害が発生した場合であっても、

市及び契約事業者はその責任を負わないものとする。ただし、市及び契約事業者の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

(サービスの廃止)

第33条 市は、牛久市電子@連絡帳システムのサービスを廃止する場合、施設管理者および利用者に対して、少なくとも1か月前に予告をした上で廃止するものとする。

(データバックアップ)

第34条 契約事業者は牛久市電子@連絡帳のシステム内に保管されている情報については、仕様書に基づきデータのバックアップを行う。

2 前項のバックアップは、システムの障害に備えるものであり、利用事業所もしくは市からの依頼で個別にバックアップデータへの復元を行うことはできない。

(サービスの一時停止)

第35条 市は、次のいずれかが起こった場合には、利用事業所に事前に通知することなく、一時的に牛久市電子@連絡帳のサービスを停止することができるものとする。

一 システムの保守を緊急に行う必要がある場合

二 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合

三 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合

四 その他、運用面又は技術面により、契約事業者が一時的な停止（定期もしくは、緊急メンテナンス）が必要と判断し実施する場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的に牛久市電子@連絡帳のサービスを停止できる。この場合、契約事業者は、速やかに市への連絡とポータルサイトへの告知をしなければならない。

3 前2項により利用事業所に損害が発生した場合、市及び契約事業者はいかなる責任も負わない。ただし、市及び契約事業者の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

(利用事業所の禁止行為)

第36条 利用事業所は、牛久市電子@連絡帳の利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

一 公序良俗に反すること。

二 犯罪的行為に結びつくこと。

三 他の利用スタッフ又は第三者の著作権を侵害すること。

四 他の利用スタッフ又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。

五 他の利用スタッフ又は第三者を誹謗中傷すること。

- 六 本規約に掲げる規程等に違反すること。
 - 七 利用申請時に虚偽の申請を行うこと。
 - 八 入力されている情報の改ざんを行うこと。
 - 九 I D又はパスワードを不正に使用させること。
 - 十 牛久市電子@連絡帳の運営を妨害すること。
 - 十一 その他市が利用事業所として不適切と判断したこと。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合、市は当該利用事業所に事前に通知又は催告することなく、利用事業所としての資格を停止することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が利用事業所としての資格を停止できるものとする。この場合、契約事業者は、停止後速やかに市に報告するものとする。
- 4 利用事業所が第1項各号いずれかに該当することで市又は契約事業者が損害を被った場合、利用事業所に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

(個人情報の適正な取扱い)

第37条 利用事業所及び利用スタッフは、牛久市電子@連絡帳で取り扱う個人情報を、個人情報保護に関する法律及び本規約に従い、適正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第38条 利用事業所及び利用スタッフは、牛久市電子@連絡帳の利用を通じて知り得た情報を、その利用目的の範囲を超えて利用し、又は第三者に漏洩してはならない。利用資格を喪失した後も同様とする。

(ユーザー I D及びパスワードの管理)

第39条 利用スタッフは、付与されたユーザー I D及びパスワードを厳重に管理し、いかなる場合も第三者に貸与、譲渡、売買、名義変更、開示してはならない。また、これを紛失又は盗難にあった場合は、速やかに市に届け出てその指示に従わなければならない

(利用スタッフの禁止行為)

第40条 利用事業所及び利用スタッフは、牛久市電子@連絡帳の利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 法令、本規約若しくは公序良俗に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- 二 牛久市電子@連絡帳の運営を妨害する行為、又はそのおそれのある行為
- 三 不正アクセス行為、その他牛久市電子@連絡帳のシステムを破壊する行為
- 四 他者になりすまして牛久市電子@連絡帳を利用する行為
- 五 コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は送信する行為
- 六 他者の個人情報、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為

七 他者への誹謗中傷、迷惑行為、又はそのおそれのある行為

八 前各号に定めるもののほか、市が不適切と判断する行為

(利用資格の停止及び解除)

第41条 市は、利用事業所又は利用スタッフが前条に定める禁止行為を行った場合、その他本規約に違反した場合は、当該利用事業所又は利用スタッフに対し、事前に通知することなく牛久市電子@連絡帳の利用を一時停止し、又は利用資格を解除することができるものとする。

2 前項の規定により利用資格が解除された場合、当該利用事業所又は利用スタッフは、牛久市電子@連絡帳の利用を直ちに中止し、ユーザーID及びパスワードを返却しなければならない。

3 市は、本条に基づき利用停止又は利用資格解除の措置を講じたことにより、利用事業所又は利用スタッフに損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとする。ただし、市の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

第5章 その他

(規約の変更)

第42条 市は、牛久市電子@連絡帳の円滑な運営のため、施設管理者及び利用者の了承を得ることなく、本規約の変更及び諸規定の制定、改廃を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、市は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。

3 本規約の変更は、市が別途定める方法により利用事業所へ周知するものとし、周知された時点から効力を生じるものとする。契約事業者は、市が定める周知方法に基づき、ポータルサイトサービス等を通じて確実に施設管理者及び利用者へ変更を周知するものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第43条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本法に準拠するものとする。

2 本規約又は牛久市電子@連絡帳の利用に関して、市と利用事業所又は利用スタッフとの間で訴訟の必要が生じた場合は、牛久市を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第44条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合は、市と利用事業所は、信義誠実の原則に基づき協議し、円満に解決を図るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、令和8年8月3日から施行する。